

第 3 4 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 5 月 1 6 日 開 会

平成 2 9 年 5 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年5月16日(火) 午前9時30分 米沢市農業委員会第34回農地部会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(17名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	14番 安部輝雄 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	15番 伊藤精司 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	16番 高橋秀治 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	17番 大野澤進 委員
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	18番 石川正義 委員
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	

欠席通告委員(1名)

12番 中村圭介 委員

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地主査	戸田 美恵子
主査	水谷 春栄
主査	仁科 恭浩
主事	渡部 史紀

## 会議に付議した事項

- 報第 1 号 非農地証明の報告について
- 議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について
- 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
- 議第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 4 号 農用地利用集積計画について
- 議第 5 号 土地改良事業参加資格交替の承認について

開 会 午前9時30分

議 長 おはようございます。

若葉香る新緑のシーズンということで、大変過ごしやすい時期を迎えております。皆様方におかれましても、田植えを目前に控え、大変忙しいと思いますが、事故のないように作業のほうを進めていただきたいと思います。

では、早速部会のほうを進めさせていただきます。

ただいまより第34回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いします。発声は15番 伊藤精司委員をお願いいたします。

(唱和)

中村委員が本日欠席ということでございます。18名中17名の出席ということで、5月10日に通知しました第34回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、3番 佐藤健一委員、4番 高橋祐弘委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正が、議第4号の農用地利用集積計画についての中にありますので、7ページをごらんください。

受理番号13番、こちらが5月9日に取り下げということで連絡を受けておりますので、削除ということで、取り消し線を引いていただきたいと思います。

それにしたがって合計も変わりますので、9ページをごらんください。

合計の下の欄なんですけど、38件を37件、167筆を165筆、283, 017㎡を281, 027㎡、畑は同じですので、合計のところは172筆を170筆、したがって282, 595㎡というふうに訂正をよろしく願います。

以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告いたします。

受理番号4号から7号の計4件で、この筆数、地積につきましては田2筆906㎡、畑2筆104㎡、合計4筆1,010㎡でございます。

受理番号4号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和61年5月27日です。申請理由は、昭和61年5月27日付け指令農政第158号で転用許可を得、宅地として利用きたためです。

受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成9年以前です。申請理由は、平成9年以前から耕作しておらず、原野の状態となっているためです。

受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成の初期ごろです。申請理由は、平成の初期から原野になっているためです。

受理番号7号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和42年7月31日です。申請理由は、昭和42年7月31日より隣接の宅地とともに雪捨て場、駐車場として使用し、現在に至るためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議 長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号13号から17号までの計5件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田12筆 31,682.00㎡、畑1筆 841.00㎡、計13筆 32,523.00㎡です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は契約筆数の誤りです。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は契約筆数の誤りです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は契約年数と単価の変更です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号21号から30号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議 長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めため、委員会に付議いたします。

受理番号20号から30号までの計10件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田38筆 33,016.62㎡、畑15筆 6,943.00㎡、計53筆 39,959.62㎡です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 株式会社△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号30号 渡人 ○○○○、△△△△ 成年後見人 弁護士 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
では、受理番号21号。

1 5 番

(伊藤精司委員 挙手)

議 長

伊藤委員。

1 5 番

15番 伊藤です。

21号について説明いたします。

この案件は山王堂委員の案件でありまして、この間、農事相談の折、山王堂さんから話を聞いたところ、○○さんと△△さんは親戚というか、○○さんがおいっこで、△△さんがお婆さんということで、○○さんは今こっちに住んでいないというようなことで、近所の畑であるということでお借りするというようなことであります。問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

22号。

1 0 番

(佐久間英之委員 挙手)

議 長

佐久間委員。

1 0 番

10番 佐久間です。

22号についてご説明申し上げます。

昨日、契約の際に立ち会っております、○○さんの要望ということで、隣地を耕作していらっしゃる△△さんにお願ひをしてというようなことであります。問題ないと思われまふ。よろしくお願ひします。

議 長

23号。

- 2 議 長 2 番 (大橋久芳委員 挙手)  
大橋委員。  
2 番 大橋です。  
私から 23号と 28号をご説明いたします。  
23号は、〇〇さんと佐藤利夫委員の賃貸借であります。〇〇さんの旦那さんで△△さんという方とお話ししてきました。今まで集積のほうで賃貸借していたんですが、これからのことでいろいろ考えがあるというようなことで、今回は3条で契約をしたいということです。特に問題ないと思われます。  
28号は、佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折に話を聞いておりますので、ご説明申し上げます。  
〇〇さんと△△さんは兄弟でありまして、〇〇さんから畑を借りて農業を少しふやしながらやっていきたいというようなことでの賃貸借だそうです。この関連として△△さんのほうからもまたご報告があると思っておりますが、特に問題ないと思うので、よろしくお願いたします。
- 1 議 長 1 7 番 1 7 番 (大野澤 進委員 挙手)  
大野澤委員。  
1 7 番 大野澤です。  
24号をご説明いたします。  
去る5月7日、〇〇〇〇さん宅を訪れまして、今まで〇〇さんが△△さんから借りていたんですけれども、△△さんからの要望で売買ということで、何ら問題ないというふうに思われます。よろしくお願いたします。
- 3 議 長 3 番 3 番 (佐藤健一委員 挙手)  
佐藤委員。  
3 番 佐藤です。  
25号の案件をご説明申し上げます。  
〇〇さんは、△△のほうに在住して、高齢で現在病院に入院して療養中ということで、農地の管理も今まで〇〇〇〇君に耕作をお願いしておったという関係で、今回高齢のために親から相続したものを整理をしていくというような考えだそうです。それに伴って、今回耕作されている〇〇〇〇君が買い求めるというようなことで、一応現地も確認し、〇〇君とも話し合った結果、問題ないと思われますので、よろしくお願いたします。
- 4 議 長 4 番 議 長 (高橋祐弘委員 挙手)  
高橋委員。



- 4 番 4番 高橋です。  
26号についてご説明申し上げます。  
去る5月5日に、株式会社〇〇〇〇の作業従事者である△△△△さんとお会いして、お話を聞いてきました。今まで〇〇さんで△△さんのところを作業受託ということで作業をしていたわけですが、今回△△さんのお願いということで、賃貸借で取り組むということで、3条になりましたということで話を聞いてきました。問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 27号。  
9 番 (鈴木孝一委員 挙手)  
議 長 鈴木委員。  
9 番 9番 鈴木でございます。  
27号について報告させていただきます。  
去る5月9日、〇〇〇〇さんと面談、また現地確認をしてみました。なお、△△さんも畑のほうを整備しながら作付可能な状態にしておりまして、取り組み等も早くから準備されておることを確認してみました。そのような状況でありますので、何ら差し支えないと判断できると思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。
- 議 長 29号。  
7 番 (中根友裕委員 挙手)  
議 長 中根委員。  
7 番 7番 中根です。  
受理番号29号をご説明申し上げます。  
借人の〇〇〇〇さんとお会いしまして、〇〇さん要望の賃貸借ということで問題ないと思われします。よろしくお願ひします。
- 議 長 30号。  
1 1 番 (上村貞義委員 挙手)  
議 長 上村委員。  
1 1 番 11番 上村です。  
30号をご説明します。  
〇〇さんと△△さんとの売買になります。△△さんは、先ほど28号でも話があった△△さんと同一人物であります。場所は、国道〇〇号線の△△△△よりちょっと西に入った場所になりますが、周囲は果樹園です。〇〇さんもこの場所を購入した後、1回整地をしまして、果物とか野菜を栽培したいというようなお話でした。前向きに農業に取り組んでいらっしゃるということで、問題ないと思われしますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、受理番号21号から30号までについて、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号21号から30号までについて、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号21号から30号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号7号から15号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号7号から15号までの計9件で、田14筆 3,926.42㎡、畑15筆 8,161.09㎡、合計29筆 12,087.51㎡です。

受理番号7号 渡人 ○○○○、受人 △△△△株式会社 (代) ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(22区画)です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号8号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(14台)の造成です。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は物置の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号10号 渡人 ○○○○、受人 △△△△株式会社 (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は住宅展示場(1棟)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート(2棟16世帯)の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△ (代) △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸駐

車場（8台）の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号13号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△（代）△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（5区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地（集落接続）です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
8 番  
議 長  
8 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
では、7号。

（高橋信夫委員 挙手）

高橋委員。

8番 高橋です。

7号、9号、10号、11号、12号、13号についてご説明申し上げます。

まず最初に7号ですが、4月28日に現地を確認し、代理人の○○さんからお話を伺ってまいりました。地図を見ていただきたいと思いますが、△△△△地内、○○○○の近くにありますが、△△△△がこちらに2区画の宅地分譲をするということです。地図を見ていただくとわかるんですが、申請地の中に昭和45年ごろに建てた借家と車庫が西側の道路の脇に建っております。こちらも今回解体して、分譲するということです。この件に関しては、○○さんから始末書をいただいております。ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、9号。こちらは5月2日に現地確認し、○○さんからお話を伺っております。こちらは△△△△地内に位置しております、○○さんが△△さんからこの土地を買い求め、申請した土地に物置を建設するということです。事前着工等はございません。問題ないと思われま。

続きまして、10号。こちらは角屋委員の案件であります。角屋委員が5月2日に現地を確認し、代理人の○○さんからお話を伺っております。こちらは△△△△地内、○○○○の脇に位置しております。こちらの土地に○○○○が△△△△を1棟建築するということです。事前着工等はないということです。よろしくお願いたします。

続きまして、11号。こちらは5月2日に私が現地確認し、代理人の〇〇さんからお話を伺っております。△△△△地内、〇〇を渡ってすぐのところに位置しております。〇〇さんが△△さん、〇〇さんからこの土地を買い求め、併用地とともにアパートを2棟新築するという事です。事前着工等はありません。よろしくお願いします。

続きまして、12号。こちら5月2日に私が現地を確認し、代理人の行政書士、〇〇さんからお話を伺っております。△△△△地内に位置しております。この土地を〇〇〇〇さんが買い取り、貸し駐車場を造成するという事です。事前着工等はありませんでした。よろしくお願いします。

続きまして、13号。こちらは角屋委員の案件であります。角屋委員が5月2日に現地確認し、渡人の〇〇さんからお話を聞いております。〇〇さんが高齢になり、畑を耕作するのが大変となり、売買することになりました。この土地を△△さんが買い求め、資材置き場として造成するという事です。事前着工等はありません。よろしくお願いします。

以上です。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

では、8号。

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番 高橋です。

受理番号8号についてご説明したいと思います。

申請地図をごらんになってください。

5月10日に渡人の〇〇〇〇さんにお会いして、話を聞いてきました。〇〇さんも今まで勤めていて、畑はできないということで、隣接の人につくってもらっていましたが、定年になってから畑づくりを一、二年やってみたんですが、なかなか大変だということでありました。そういった現状で、△△△△さんが隣にございまして、ちょうど隣に細長くある畑でございます。そういったことで、△△△△さんも駐車場が手狭になったということで、駐車場を造成したいということで、お互いの売買ということになっております。現場も確認してきましたが、事前着工等もございませんでしたので、問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願いします。

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

14号。

(大野澤 進委員 挙手)

大野澤委員。

17番 大野澤です。

14号をご説明いたします。

5月7日に現地を確認してまいりました。翌日、5月8日に行政書士の〇〇さんに電話で確認いたしました。受人の△△△△さんは、渡人の〇〇さんから受けまして、宅地5区画を分譲したいというようなことでありました。事前着工もなく、周りのほうも今住宅が建っているような状態で、何ら問題ないと思われれます。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

15号。

15番

(伊藤精司委員 挙手)

議 長

伊藤委員。

15番

15番 伊藤です。

15号について説明いたします。

〇〇さんにお聞きしたところ、1種農地というようなことではありますが、15番の地図を見ていただくとわかるわけですが、道路があって、道路の左側は土地改良区域外というようなことで、台帳は田なんですけど畑にもしておったんですが、猿が出たり、いろいろ動物が出て大変だというような土地であります。ここの田については、△△△△さんのじいちゃんの名義の土地でしたが、なかなか相続人がいっぱいいて登記ができないというようなことで、今回司法書士の〇〇さんが31名ぐらいの相続人の判子をいただいて、最後の1人は判子をいただけないというようなことではありますが、転用には承諾するというような委任状はいただいているということで、相続には賛成しないんだけど、転用に関しては承諾すると、司法書士に委任するというようなことで、委任状をもらっているというようなことです。貸すほうが〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇さんの父親です。そしてこの△△さんというのは、何代か前の親戚というようなことで、なかなかそういった相続面で何年もできなかったという土地であります。そういったことでその点を除けば転用に問題ないと思われれますので、よろしくご審議いただきたいと思います。以上です。

議 長

ただいまの受理番号7号から15号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号7号から15号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号7号から15号について、許可することに決定いたしました。

なお、受理番号7号については、3,000㎡を超えるため、一般社団法人山形県農業会議の意見を聞いた後の許可になります。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。  
それでは、受理番号13号を除く1号から38号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から12号、14号から38号までの計37件でございます。内訳につきましては、相対による所有権移転売買4件、相対による新規の賃貸借権設定が8件、再設定が25件でございます。この筆数、地積につきましては、田165筆 281,027㎡、畑5筆1,568㎡、よって合計は170筆 282,595㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 株式会社△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借です。



受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号13号を除く1号から37号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号13号を除く1号から37号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件につきましては、先の集積計画によるものでございます。

受理番号1号から2号までの計2件でございます。この筆数、地積につきましては、田21筆 30, 723㎡、畑3筆 1, 314㎡、よって合計



24筆 32,037㎡でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、これで第34回農地部会を閉会いたします。

閉会 午前10時04分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年5月16日（火）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----